

「一定の病気」等にかかっている場合は、安全運転相談を受けていただくことになります。公安委員会提出用の診断書の提出が必要になる場合があります。

○「一定の病気」等とは

- ・ 統合失調症・そううつ病等
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神、無自覚性の低血糖症
- ・ 認知症
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ 脳卒中（発作が再発するおそれのあるもの）
- ・ 不整脈
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん、又は覚せい剤の中毒者
- ・ その他運転に支障のあるもの

○受付時間・場所

- ・ 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日の平日
（土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日を除く。）
- ・ 受付場所
山形県総合交通安全センター適性相談窓口
023-655-2150（音声案内 1番）

各警察署交通課窓口